

大阪市一般廃棄物処理 基本計画

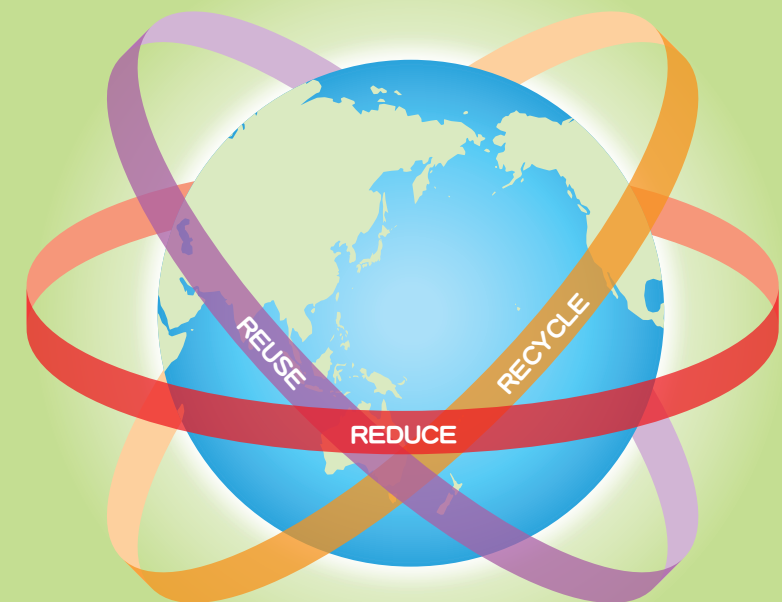
[改定計画]

大阪市一般廃棄物処理基本計画

[改定計画]

概要版

概要版



平成25年3月 発行

大阪市環境局総務部企画課

〒545-8550

大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス13階

TEL:06-6630-3212 FAX:06-6630-3580

【ホームページアドレス】

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/index.html>

平成25年3月

大阪市

基本方針と主な取組

「さらなる3Rの推進」と「経営形態の抜本的改革」

基本方針1 3Rの推進

大阪市では、3R[『Reduce(リデュース)=発生抑制』『Reuse(リユース)=再使用』『Recycle(リサイクル)=再生利用』の3つの頭文字の“R”]の取組を推進しますが、できるだけ新たなエネルギーや天然資源、コストを投入せずにごみ減量を進めるという観点から、特に優先課題とされる上流対策の2R、つまり『Reduce(リデュース)』と『Reuse(リユース)』の取組を積極的に推進します。

◆紙ごみ対策等の推進

- ◇古紙・衣類の分別収集
- ◇資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止

◆環境教育・普及啓発の推進

- ◇副読本「おおさか環境科」を活用した小・中学校一貫の環境教育
- ◇ごみ収集にかかる体験学習
- ◇焼却工場等の施設における見学の受入れとごみ処理事業の普及啓発・広報等
- ◇マタニティウェア・ベビー服・子ども服の展示・提供
- ◇「レジ袋削減協定」の締結とごみ減量等に向けた取組の推進

◆焼却工場搬入ごみの適正化

- ◇産業廃棄物の適正処理ルートへの誘導
- ◇資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止(再掲)

◆大阪市役所におけるごみ減量の推進

- ◇事業者でもある大阪市の関連施設における一層のごみ減量・リサイクルの推進

◆さらなるごみ減量をめざす施策の検討

- ◇家庭系ごみ有料化の検討
- ◇焼却工場に搬入する際のごみ処理手数料の改定の検討

計画目標

はじめに

大阪市では、平成22年3月に「大阪市一般廃棄物処理基本計画」(以下、「基本計画」という。)を改定し、減量目標である「平成27年度のごみ処理量:110万トン」の達成に向け、各戸回収方式の導入等による「資源集団回収活動の活性化」や、焼却工場における搬入物検査・指導の強化等による「事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進」をはじめとするごみ減量・リサイクル施策に、市民・事業者のみならず積極的に取り組んできました。こうした取組などにより平成22年度のごみ処理量は約115万トンとなり、「基本計画」の減量目標の前倒しでの達成が可能な状況となっています。

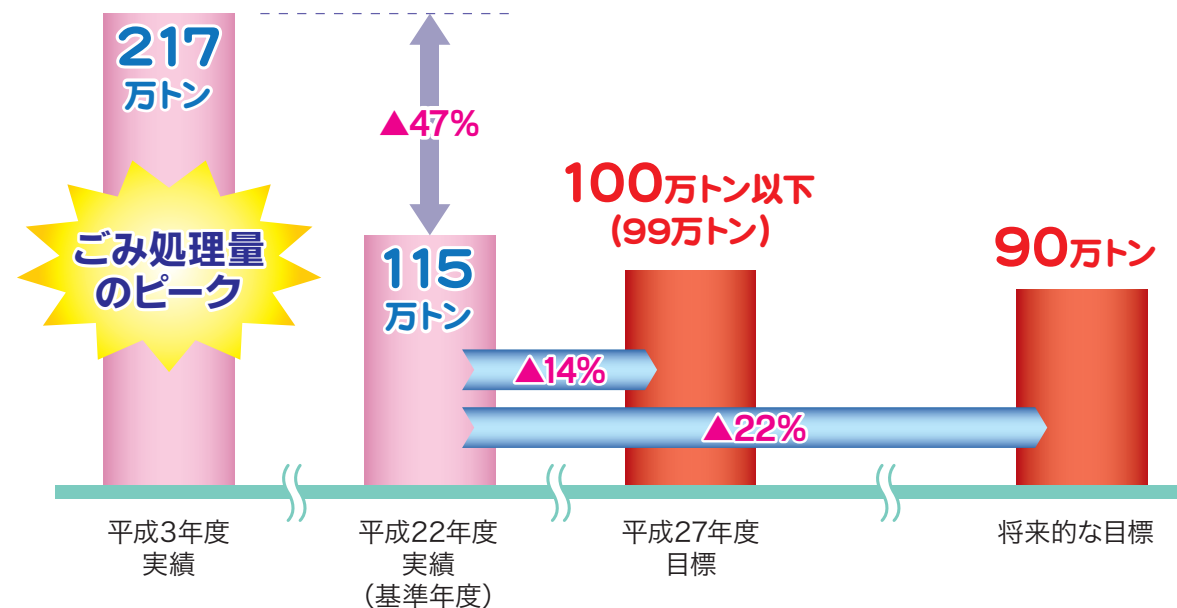
しかし、一層のごみ減量を図るには、これまでの施策を引き続き推進することに加え「基本計画」に検討すべき施策として掲げた、資源化可能な古紙類の分別収集等の実施が必要と考えています。

そうしたことから、古紙類の分別収集や資源化可能な紙類の搬入禁止等の紙ごみ対策を進めることで、「平成27年度のごみ処理量:100万トン以下」をめざす新たな減量目標を定め、これまでの「基本計画」を見直すこととしました。

なお、「基本計画」の見直しにあたっては、安全かつ安定したごみ処理処分体制の維持には長期的なごみ処理量の見通しが必要であることから、将来的な減量目標として「ごみ処理量:90万トン」をめざすこととし、その達成に向けた取組の検討にも着手することとしています。

ごみ処理量

より一層のごみ減量・リサイクルを進め、平成27年度の年間ごみ処理量を100万トン以下に、また、将来的には年間ごみ処理量90万トンにすることを計画目標とします。



計画期間

平成24年度から平成27年度までを基本とします

※ただし、平成37年度を目途とした将来的なごみ処理量も視野に入れたものとします。

基本方針2 市民・事業者との連携の推進

ごみ減量・リサイクルの主役であり実践者は、市民・事業者のみなさんです。

大阪市は、積極的に情報を発信するとともに、市民・事業者のみなさんとの連携・コミュニケーションの活性化に努めて、ごみ減量・リサイクルの取組を進めます。

また、大阪市の特性を踏まえ、住民、法人市民だけでなく、市外からの通勤・通学者や観光者等「多様な市民」への啓発と連携を進めます。

◆家庭系ごみの減量等推進

- ◇古紙・衣類の分別収集(再掲)
- ◇資源ごみ・容器包装プラスチックの分別排出の促進・分別収集の拡大
- ◇普通ごみに分別収集品目が混入していた場合の残置等の検討
- ◇資源集団回収活動の活性化
- ◇紙パック・使用済み乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・インクカートリッジ・マタニティウェア・ベビー服・子ども服の拠点回収

◆事業系ごみの減量等推進

- ◇資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止(再掲)
- ◇特定建築物への減量指導・表彰等
- ◇事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進
(焼却工場における展開検査の強化等)
- ◇資源化可能物のリサイクルルートへの誘導等

◆「まちの美化」の推進

- ◇「まち美化パートナー」への支援、清掃ボランティアへの清掃用具の交付・表彰の実施
- ◇市内各所を一斉に清掃するイベント「大阪マラソン“クリーンUP”作戦」の開催
- ◇幹線道路・ターミナル等の散乱ごみの清掃、不法投棄防止パトロールの実施

◆「路上喫煙対策」の推進

- ◇「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」に基づく路上喫煙の防止、喫煙マナー・モラルの向上促進
- ◇「たばこ市民マナー向上エリア制度」による市民・事業者団体の自主的な路上喫煙防止活動への支援と協働の推進

基本方針3 民間化・広域化の推進(経営形態の抜本的改革)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、市町村はその区域内の一般廃棄物の処理責任を負うことが位置付けられています。新たな大都市制度の構築に向けて、今後もこの責任を果たしつつ、一層のコスト削減と効率化をめざして「民でできることは民へ」「広域化による更なる効率化」といった方針に基づき、ごみ収集輸送・処理処分の経営形態の見直しを進めます。

◆「民でできることは民へ」などの観点から「ごみ収集輸送事業」の民間化

◆「広域化による更なる効率化」の観点から「ごみ焼却処理事業」の広域化(八尾市・松原市との一部事務組合の設立)・民間活用

基本方針4 適正処理の推進

市民・事業者のみなさんと連携した3Rの取組を進めた上で、最終的に排出されるごみについては適正な処理処分を行うことが必要であり、そのための安全かつ安定した処理処分体制の維持と環境負荷の低減に努めます。

なお、広域化・民間活用等による更なる効率化を進めるとともに、ごみ減量の進捗を見極めつつ、現在の9工場体制を6工場稼働体制とします。

◆ごみを適正に処分するための安全かつ安定した処理処分体制の維持

◆9工場体制から6工場稼働体制への移行

基本方針5 環境への配慮

3Rの推進による資源の循環利用を通じて、温室効果ガスの排出抑制を進めます。また、ごみ減量・リサイクルの推進にあたり環境への影響に十分配慮するとともに、ごみの収集輸送、中間処理、最終処分といったあらゆる過程において、環境負荷の低減に努めます。

更に、エネルギー情勢を踏まえ、焼却余熱による発電などエネルギーの有効利用を進めます。

◆廃棄物処理事業における環境負荷の低減

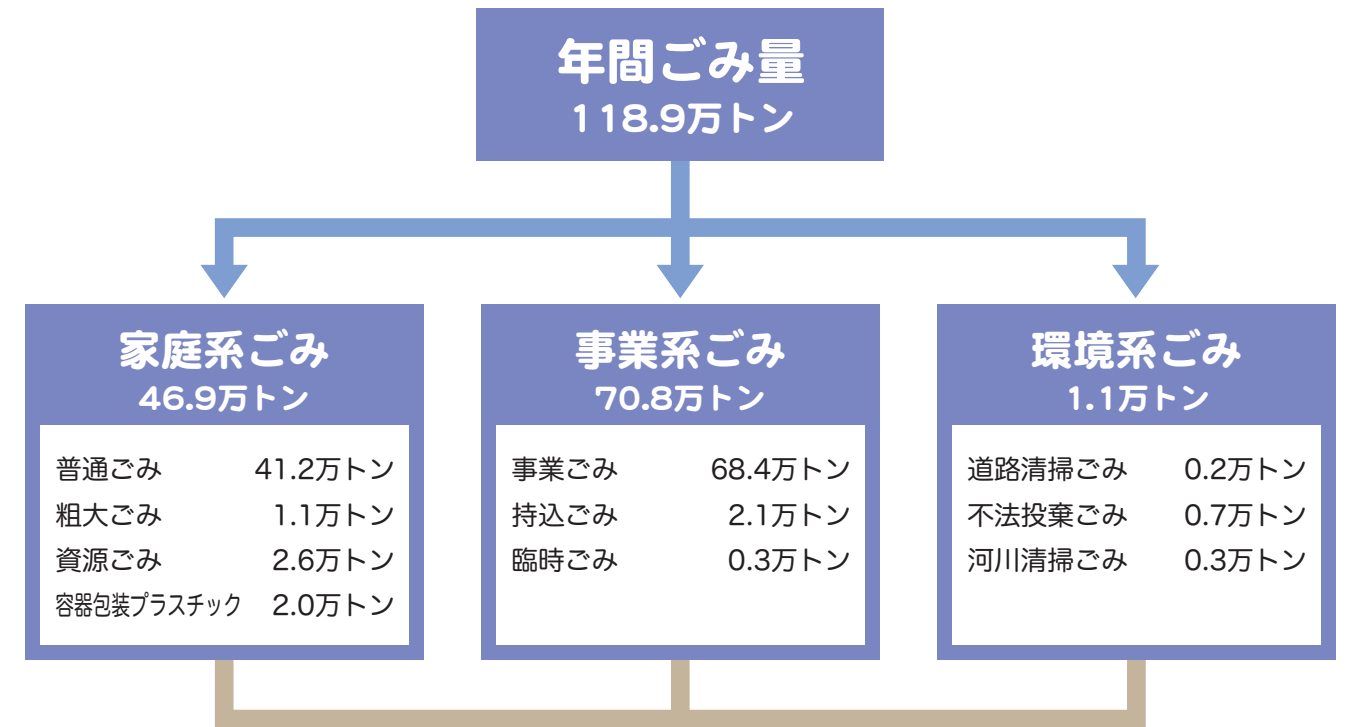
- ◇「大阪市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づく温室効果ガスの排出削減
- ◇環境マネジメントシステムの適正な運用

◆焼却余熱エネルギーの有効利用

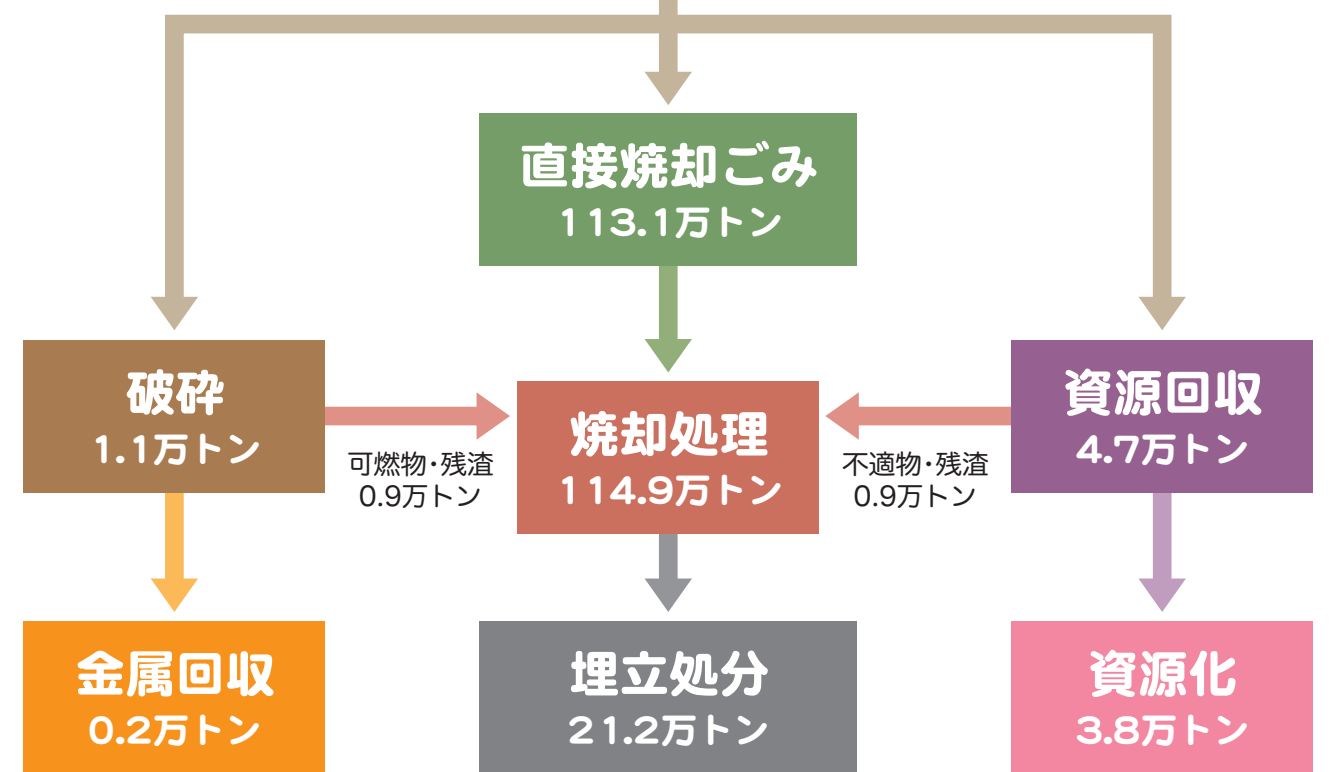
- ◇焼却余熱を利用した発電の推進

ごみ処理の流れ (平成22年度(基準年度)実績)

※各数値は四捨五入しているため、合計があわない場合があります。



注: 資源ごみには、紙パック・乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・マタニティウェア・ベビー服・子ども服・インクカートリッジの拠点回収量を含む。



○資源集団回収量 3.7万トン
○特定建築物の資源化量 20.5万トン

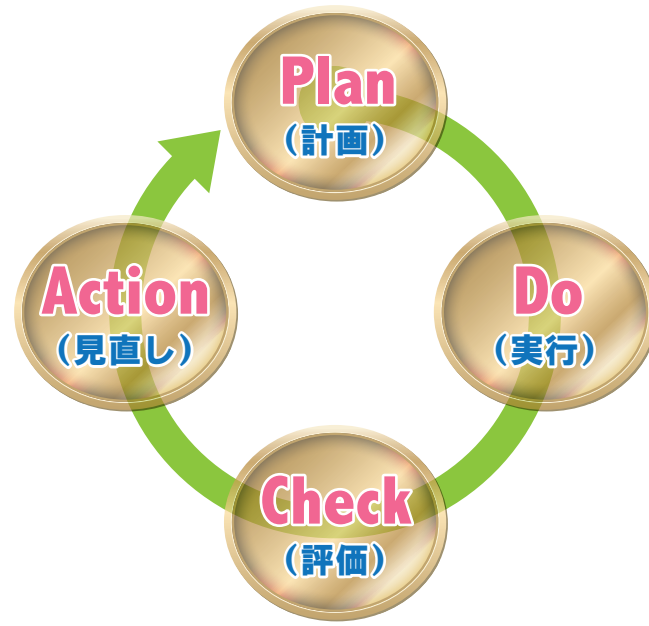
計画の進行管理

PDCA (計画・実行・評価・見直し) サイクルによる検証と情報公開

国の施策や新たな大都市制度への移行等に伴い大きな変化が生じた場合は計画を見直し

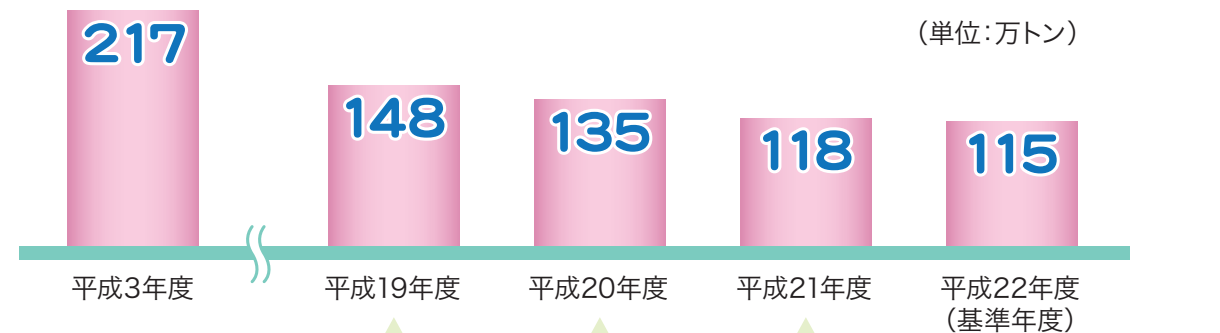
基礎調査を定期的の実施し、ごみの排出状況等を把握

計画の進捗状況の検証を行ったうえで必要な対応策等について「実施計画」へ反映



資料 《これまでの取組とごみ処理量など》

ごみ処理量の推移と主な施策



- 資源ごみ収集に「その他金属類」を追加 (H19.4~)
- 特定建築物の指導対象の拡大 (H19.4~)
- 「中身の見える袋」による排出指定制度の導入 (H20.1~)

- 事業系廃棄物の適正区分・適正処理に向けた取組 (H20.8~)
 - 「事業系ごみの分け方・出し方」の市内約20万事業所への配付
 - 相談窓口開設、各局・区への説明会 等

◆平成21年度から平成23年度に向けて重点的に実施した施策

- 資源集団回収活動の活性化
 - 奨励金等の段階的引き上げ (H21.4~)
 - 各戸回収方式の全市拡大 (H22.7~)
- 紙パック・乾電池等の拠点回収場所の拡大・情報提供 (H21.4~)
- 排出事業者と協働した事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進 (H21.4~)
 - 焼却工場における搬入物検査の強化
 - 搬入不適物排出事業者・搬入業者への個別指導・啓発の実施
- ごみ減量・リサイクルの実践に向けた働きかけ (H21.4~)